

令和5年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会教育公安分科会・教育公安委員会 提出資料
（予算及び付託議案審査関係資料：追加提案関係）

令和5年2月28日

教 育 委 員 会

目 次

課室名	タイトル	頁
幼保推進課	当初提案条例案及び追加提案条例案の改正内容整理表	1
	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案について	2
	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について	4

当初提案条例案及び追加提案条例案の改正内容整理表

幼保推進課

- ・当初提案分（議案第91号、議案第92号及び議案第93号）は、関係省庁等から令和4年12月までに公布された省令による改正。
- ・追加提案分（議案第114号及び第115号）は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の命令等（令和5年2月3日公布）による改正。

凡例：セル黄色は追加提案で改正するもの

セル水色は当初提案で改正するもの

No.	主な改正内容 改正する条例	1	2	3	4	5	6
		自動車を運行する場合の児童の所在の確認	他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の特例	虐待行為の禁止	懲戒に係る権限の濫用の禁止	業務継続計画の策定	職員の員数の算定の特例
①	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例 (当初分：議案第91号) (追加分：議案第114号)	第8条	(施設類型毎に係する法令等又は条例の規定を準用)	第7条	規定なし	(施設類型毎に係する法令等又は条例の規定を準用)	附則第9項
②	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例 (当初分：議案第92号)	第3条の3	第6条	第8条	第9条 (削除)	第9条の2	附則第2項
③	秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (当初分：議案第93号) (追加分：議案第115号)	(学校保健安全法施行規則の規定を準用)	第6条 第11条	第13条	第14条 (削除)	第14条	附則第8項

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案について

幼保推進課

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、認定こども園の認定に係る教育及び保育に係る要件を定める等の必要がある。

2 改正内容

(1) 認定こども園が行う教育・保育の要件に、職員が、当該認定こども園を利用する子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為(※)その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないことを加える。(第7条関係)

※ 児童福祉法第33条の10各号…暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、
心理的外傷を与える言動 等

(2) 職員の員数の算定に当たっては、当分の間、1人に限り、勤務する保健師、看護師又は准看護師をもって、保育士の登録を受けた者に代えることができることとする。(附則第9項関係)

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

※ 本条例が適用となる認定こども園

- ・ 幼稚園型……認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設
- ・ 保育所型……認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設
- ・ 地方裁量型…幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設

新	旧
<p>(教育及び保育等)</p> <p>第七条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する教育及び保育を行うとともに、小学校等における教育への円滑な接続に向け、当該教育との連携を図らなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 職員が、当該認定こども園を利用する子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないこと。</p> <p>2・3 略</p> <p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職員に係る特例)</p> <p>5 子どもの登園又は降園の時間帯及びその他の子どもが少数である時間帯において、第三条第二項前段の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち一人は、第四条第二項第一号及び第二号(附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに附則第二項の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格(児童福祉法第十八条の六に規定する資格をいう。)を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者(附則第八項及び第十項において「知事が認める者」という。)とすることができる。</p> <p>6 第四条第二項第一号又は附則第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項第二号(同号中「者」を「者又は登録を受けた者(当該認定こども園が次条第一項第三号に規定する幼稚園型認</p>	<p>(教育及び保育等)</p> <p>第七条 認定こども園は、次に掲げる要件に適合する教育及び保育を行うとともに、小学校等における教育への円滑な接続に向け、当該教育との連携を図らなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>附則</p> <p>1～4 略</p> <p>(職員に係る特例)</p> <p>5 子どもの登園又は降園の時間帯及びその他の子どもが少数である時間帯において、第三条第二項前段の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない教育保育従事職員のうち一人は、第四条第二項第一号及び第二号(附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに附則第二項の規定にかかわらず、知事が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格(児童福祉法第十八条の六に規定する資格をいう。)を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者(附則第八項及び第九項において「知事が認める者」という。)とすることができる。</p> <p>6 第四条第二項第一号又は附則第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項第二号(同号中「者」を「者又は登録を受けた者(当該認定こども園が次条第一項第三号に規定する幼稚園型認</p>

<p>定こども園又は同項第一号に規定する地方裁量型認定こども園である場合にあつては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。)の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第十項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 第四条第二項第一号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者は、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項及び次項において「保健師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>10 次表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第二項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の三分の一を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="145 151 302 766"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>附則第九項</td> <td>第四条第二項第一号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者</td> <td>保健師等</td> </tr> </table>	略	略	略	附則第九項	第四条第二項第一号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	保健師等	<p>定こども園又は同項第一号に規定する地方裁量型認定こども園である場合にあつては、幼稚園の教員の免許状を有し、かつ、登録を受けた者又は登録を受けた者」と読み替える部分に限る。)の規定により教育保育従事職員となることができる登録を受けた者は、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該認定こども園において養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第九項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。</p> <p>7・8 略</p> <p>9 次表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第二項の規定により置かなければならない教育保育従事職員の人数の三分の一を超えてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="257 821 302 1444"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	略
略	略	略								
附則第九項	第四条第二項第一号の規定により教育保育従事職員となることのできる登録を受けた者	保健師等								
略	略	略								

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

幼保推進課

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行により、幼保連携型認定こども園の職員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 園児の保育に直接従事する職員について、保育に支障がないときは、他の社会福祉施設の職員に兼ねることができることとする。(第6条関係)
- (2) 乳児室等について、保育に支障がないときは、他の社会福祉施設の設備に兼ねることができることとする。(第11条関係)
- (3) 幼保連携型認定こども園は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。(第14条関係)
- (4) 職員の員数の算定に当たっては、当分の間、1人に限り、勤務する保健師、看護師又は准看護師をもって、保育教諭等に代えることができることとする。(附則第8項関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

※ 幼保連携型認定こども園…幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下この項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園に置く職員(副園長若しくは教頭(いづれも幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。附則第六項)において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。第十四条第一項において同じ。))に直接従事する者をいう。以下この項、附則第五項から第八項まで及び第十項において同じ。)の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の特例)</p> <p>第六条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(以下「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級の数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園に置く職員(副園長若しくは教頭(いづれも幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。附則第六項及び第八項において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育()に直接従事する者をいう。以下この項及び附則第五項から第八項まで)において同じ。)の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の特例)</p> <p>第六条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保</p>

<p>2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の特例)</p> <p>第十一条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</p> <p>2 前項の規定は、乳児室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第十四条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従ふ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>1 4 略</p> <p>5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯</p>	<p>育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の特例)</p> <p>第十一条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室等については、この限りでない。</p> <p>第十四条 削除</p> <p>1 4 略</p> <p>5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯</p>
--	--

<p>12 11 14 略 略</p>	<p>10 9 12 略 略</p>	<p>健師等の総数は、第四条第二項第一号の規定により置かなければならない職員の員数の三分の一を超えてはならない。 (幼保連携型認定子ども園の設置に係る特例)</p>	<p>の総数は、第四条第二項第一号の規定により置かなければならない職員の員数の三分の一を超えてはならない。 (幼保連携型認定子ども園の設置に係る特例)</p>	<p>7 略</p> <p>8 職員は、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項から附則第十項までにおいて「保健師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定子ども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって、職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p>9 前項の場合において、保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>10 附則第六項から前項までの規定により小学校教諭等免許状所持者、知事が認める者又は保健師等をもって職員に代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が認める者及び保</p>	<p>8 前二項 者又は知事が認める者 においては、当該小学校教諭等免許状所持者及び知事が認める者</p> <p>の規定により小学校教諭等免許状所持者 をもって職員に代える場合にお</p>	<p>6 職員は、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定子ども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第十項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者(第四条第一項の規定により置かなければならない者以外の者をいう。次項及び附則第九項において同じ。)として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>7 略</p> <p>6 職員は、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定子ども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第八項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者(第四条第一項の規定により置かなければならない者以外の者をいう。次項 においては同じ。)として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>6 職員は、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定子ども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第十項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者(第四条第一項の規定により置かなければならない者以外の者をいう。次項及び附則第九項において同じ。)として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>6 職員は、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該幼保連携型認定子ども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び附則第八項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者(第四条第一項の規定により置かなければならない者以外の者をいう。次項 においては同じ。)として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
--------------------------------	-------------------------------	--	---	--	---	---	---	---	--